

産業廃棄物処理施設 設置 変更 許可証

平成17年5月23日

住 所 山口県山口市滝町1番1号
氏 名 財団法人 周南地域廃棄物処理事業団
理事長 河村 和 登

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条第1項 の規定により、設置 の許可
~~第15条の2の5第1項~~ 変更

を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

山口県知事 二 井 関 成



許可の年月日	平成17年5月23日	許可番号	第16号の13
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別	施設の種別：政令第7条第14号ハ(管理型産業廃棄物最終処分場) 廃棄物の種別：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、がれき類、ゴムくず、燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、13号廃棄物 以上10種類		
設置場所	山口県周南市大字富田字西ノ嶋593番地先公有水面		
処理能力	面積：38,676m ² 埋立容量：498,400m ³		
許可の条件			
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		